



平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 **愛三工業株式会社**
代表者名 取締役社長 小林 信雄
(コード番号 7283 東証・名証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 坂口 巖
(TEL. 0562-48-6215)

中国独禁法当局による制裁金の支払い命令について

愛三工業株式会社（本社：愛知県大府市、社長：小林信雄）は、本年 8 月 19 日、中国国家発展改革委員会より、中国における自動車部品の一部販売に関して中国独占禁止法に違反したとして制裁金 2,976 万人民元（約 5 億円）の支払いを命じられました。

当社は、命令内容を精査のうえ適切に対応するとともに、この度の事態を厳粛に受け止め、現在取り組んでいる法令順守徹底活動を継続してまいります。

なお、平成 27 年 3 月期 連結業績予想の修正はありません。

—以 上—